

国民健康保険法第 8 2 条の 6 第 6 項の規定に基づく市町村意見照会について

- 令和 3 年 1 月 1 4 日に、国民健康保険法第 8 2 条の 6 第 6 項の規定に基づき「第 2 期鳥取県国民健康保険運営方針（案）」について市町村に意見を求め、その結果は資料 5 のとおりです。
 なお、令和 2 年 1 月 9 日に開催した第 2 回鳥取県国民健康保険運営協議会で示した「第 2 期鳥取県国民健康保険運営方針（素案）」と、同法第 8 2 条の 6 第 6 項の規定に基づき市町村に意見を求めた案の主な変更点は次のとおりです。

法第 8 2 条の 6 第 6 項の規定に基づく市町村意見照会案	第 2 回鳥取県国民健康保険運営協議会での提示素案	備考
第 1 章 基本的事項		
<p>4 PDCA サイクルの確立 (略) また、現在、県は、市町村が行う国保事業の実施状況について 2 年に 1 回実地に助言を行い、その機会を利用して、市町村の PDCA サイクルの実施状況も確認し助言を行っていますが、市町村が行う保険料(税)収入の確保対策や医療費適正化の取組、保健事業の推進などの事業の実施については、第 2 期運営方針で定めた市町村の取組を取組指標により毎年度確認します。</p>	<p>4 PDCA サイクルの確立 (略) 現在県は、市町村が行う国保事業の実施状況について、<u>実地に指導・助言を行っていますが、2 年に 1 回の指導・助言の機会を利用して、引き続き市町村の PDCA サイクルの実施状況についても確認し、指導・助言を行います。</u> <u>具体的には、保険料(税)収入の確保対策の実施状況、医療費適正化の取組、保健事業の推進などの事業実施の状況を確認します。</u></p>	
<p>5 運営方針の見直し 運営方針は 3 年ごとに検証を行い、その内容を見直し、その結果を次期の運営方針に反映することとします。 その検証・見直しの手順については、県・市町村国民健康保険連携会議（以下「連携会議」という。）での協議を経た上で県運営協議会に諮り、見直しすることとします。</p>	<p>5 運営方針の見直し 運営方針は 3 年ごとに検証を行い、その内容を見直し、その結果を次期の運営方針に反映することとします。 その検証・見直しの手順については、<u>第 1 期運営方針と同様に、国保連携会議等での協議を経た上で、その合意事項につき県国保運営協議会に諮り、見直しすることとします。</u></p>	
第 2 章 国保の医療に要する費用及び財政の見直し		
—	<p>4 財政安定化基金の運用 (4) 激変緩和への活用</p>	○「第 3 章 2 (2) 激変緩和措置」へ移動した。

法第82条の6第6項の規定に基づく市町村意見照会案	第2回鳥取県国民健康保険運営協議会での提示素案	備考								
第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法										
<p>1 基本的考え方</p> <p>第1期運営方針の取組状況と国の基準を踏まえ、保険料水準平準化の取組を更に進めることとし、次の考え方で取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>将来的には、保険料水準の統一を目指すこと。</u> ○ <u>統一の時期、統一に向けての工程、調整項目（算定方式、賦課割合、支給基準など）、課題等について具体的に検討を進めること。</u> ○ <u>統一に向けては、市町村ごとに医療費水準や健康づくりへの取組、保険料収納率などに差があることから、これらの差を縮める取組についても議論していくこと。</u> ○ <u>国等から交付される負担金等のうち、県分として配分される公費は、原則として納付金総額の引下げ（県基金への積立てを含む。）のために活用すること。</u> <u>ただし、市町村のインセンティブを機能させるためにも活用できる。</u> 	<p>1 基本的考え方</p> <p>第1期運営方針の取組状況と国ガイドラインを踏まえ、保険料水準平準化の取組を更に進めることとし、次の考え方で取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>将来的な保険料（税）水準の統一に向けて議論を深め、市町村間の意見の調整を図っていくこと。</u> ○ <u>統一化に向けては、市町村ごとに医療費水準や健康づくりへの取組、保険料（税）収納率などに差があることから、これらの差を縮める取組についても議論していくこと。</u> ○ <u>上記の取組により保険者努力支援制度で評価されたことによる交付金（県分）は、納付金の賦課総額の抑制のために活用すること。</u> 									
<p>2 納付金の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>《納付金算定に係る基本的な考え方（上記算定方法を参照）》</p> <table border="1" data-bbox="129 890 904 1299"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>算定方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 国庫負担金等の公費 ②関係</td> <td> 国等から交付される国庫負担金等のうち、県分として配分される公費は、原則として納付金総額の引下げ（県基金への積立てを含む。）のために活用すること。 ただし、市町村のインセンティブを機能させるためにも活用する。 ・(略) ・(略) ・(略) ・国特別調整交付金（県分）の経過措置分は、令和4年度の納付金から納付金総額の引下げに活用すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	算定方針	I 国庫負担金等の公費 ②関係	国等から交付される国庫負担金等のうち、県分として配分される公費は、原則として納付金総額の引下げ（県基金への積立てを含む。）のために活用すること。 ただし、市町村のインセンティブを機能させるためにも活用する。 ・(略) ・(略) ・(略) ・国特別調整交付金（県分）の経過措置分は、令和4年度の納付金から納付金総額の引下げに活用すること。	<p>2 納付金の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>《事業費納付金算定に係る基本的な考え方（上記算定方法を参照）》</p> <table border="1" data-bbox="936 890 1711 1299"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>算定方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 国庫負担金等の公費 ②関係</td> <td> 国等から交付される負担金等のうち、県分として配分される公費は、原則として保険料収納必要額の引下げ（県基金への積立てを含む。）のために活用すること。【保留】 ただし、市町村のインセンティブを機能させるためにも活用する。 ・(略) ・(略) ・(略) ・国特別調整交付金（県分）経過措置分は、<u>県全体の保険料収納必要額の引下げに活用すること。</u> 【保留】 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	算定方針	I 国庫負担金等の公費 ②関係	国等から交付される負担金等のうち、県分として配分される公費は、原則として保険料収納必要額の引下げ（県基金への積立てを含む。）のために活用すること。【保留】 ただし、市町村のインセンティブを機能させるためにも活用する。 ・(略) ・(略) ・(略) ・国特別調整交付金（県分）経過措置分は、 <u>県全体の保険料収納必要額の引下げに活用すること。</u> 【保留】	
項目	算定方針									
I 国庫負担金等の公費 ②関係	国等から交付される国庫負担金等のうち、県分として配分される公費は、原則として納付金総額の引下げ（県基金への積立てを含む。）のために活用すること。 ただし、市町村のインセンティブを機能させるためにも活用する。 ・(略) ・(略) ・(略) ・国特別調整交付金（県分）の経過措置分は、令和4年度の納付金から納付金総額の引下げに活用すること。									
項目	算定方針									
I 国庫負担金等の公費 ②関係	国等から交付される負担金等のうち、県分として配分される公費は、原則として保険料収納必要額の引下げ（県基金への積立てを含む。）のために活用すること。【保留】 ただし、市町村のインセンティブを機能させるためにも活用する。 ・(略) ・(略) ・(略) ・国特別調整交付金（県分）経過措置分は、 <u>県全体の保険料収納必要額の引下げに活用すること。</u> 【保留】									
<p>(2) 激変緩和措置</p> <p>イ 激変緩和への活用</p>	<p>—</p>	<p>○「第2章4(4)激変緩和への活用」から移動した。</p>								

法第82条の6第6項の規定に基づく市町村意見照会案	第2回鳥取県国民健康保険運営協議会での提示素案	備考
<p>3 保険料（税）水準のあり方</p> <p>(1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>将来的な保険料率の統一化については、市町村の具体の意見を伺い、県国保運営協議会に諮ることとします。</p>	<p>3 保険料（税）水準のあり方</p> <p>(1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>将来的な保険料率の統一化については、市町村の具体の意見を伺い、<u>その合意事項については</u>県国保運営協議会に諮ることとします。</p>	
<p>4 標準保険料率の算定方法 (略)</p> <p>なお、標準保険料率は、将来的な保険料水準統一に向けた指標として活用します。</p>	<p>4 標準保険料率の算定方法 (略)</p> <p>なお、標準保険料率は、将来的な保険料水準統一に向けた指標として活用します。 【一部保留】</p>	
<p>第4章 保険料（税）の徴収の適正な実施</p>		
<p>2 収納対策</p> <p>(2) 収納率向上等のための取組</p> <p>イ 市町村の取組 (略)</p> <p>○ 滞納者が再三の督促、催告にもかかわらず納付に応じない場合は、<u>実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分を行う方針とすること。</u></p>	<p>2 収納対策</p> <p>(2) 収納率向上等のための取組</p> <p>イ 市町村の取組 (略)</p> <p>○ 被保険者が、再三の督促、催告にもかかわらず納入、催告に応じない場合には、<u>負担の公平の観点から差押予告通知書を送付し、積極的に差押えを行うこと。</u></p>	
<p>第6章 医療に要する費用の適正化の取組</p>		
<p>1 取組の方向性</p> <p>(1) 市町村の健康づくりへの取組評価・促進策</p> <p>健康づくりへの取組や医療費水準などについて、現に市町村間に格差があることを踏まえ、保険料（税）の水準の統一に当たっては、<u>医療費適正化への取組が一層進むよう市町村の健康づくりへの取組の評価、促進策等も併せて検討します。</u></p>	<p>1 取組の方向性</p> <p>(1) 市町村の健康づくりへの取組評価・促進策</p> <p>健康づくりへの取組や医療費水準などについて現に市町村間に格差があるのに、<u>保険料（税）を統一することで不公平感が生じ、医療費適正化の取組へのディスインセンティブとならないような方策を検討します。</u>併せて、保険料水準の平準化に当たり、<u>医療費適正化へのインセンティブを確保するため、市町村の健康づくりへの取組の評価、促進策等も検討します。</u></p>	